

令和4年度五城目町ものづくり支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域経済の活性化を図るため、新規商品の開発、既存商品の改良、商品の宣伝、販路開拓等を行う者に対し、その経費の一部を予算の範囲内において、五城目町ものづくり支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号いずれにも該当するものとする。

- (1) 五城目町内を本店所在地とした法人登記が行われており、かつ代表者が五城目町に住所を有する法人、五城目町に住所を有する個人又は代表者が五城目町に住所を有する団体
- (2) 町税等を滞納していない者
- (3) 平成27年度以降に町が実施したものづくり支援等事業（地域資源等活用商品開発等支援事業、ものづくり支援事業）において同一内容の事業に対する補助金の交付を3回以上受けていない者

(交付の対象)

第3条 この補助金の交付対象は、サービス業務を除く新規商品の開発、既存商品の改良、商品の宣伝、販路開拓等に要する経費であって、別表1に掲げる経費とする。

2 補助金は、本事業と同一の内容の他の補助事業と重複して交付を受けることができない。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は1件につき20万円を限度とする。ただし、算定した額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもって補助金の額とする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の申請を受けようとする者は、五城目町ものづくり支援事業補助金交付申請書（様式第1号）等を定める期日までに町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業実施計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 町税の完納証明書（町税が課税されている方）
- (4) その他町長が必要と認める書類

3 申請者は、補助金の交付を申請するにあたり、当該補助金に係る消費税及び地方消費

税に係る仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金交付の決定及び通知）

第6条 町長は、前条の申請書の提出があった時は、五城目町地方創生総合戦略推進協議会の審査を経たうえで補助金交付の可否を決定し、当該申請者に対し、五城目町ものづくり支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（補助金交付の変更手続）

第7条 申請者は、次の各号のいずれかに該当するときは、五城目町ものづくり支援事業補助金交付（変更・中止）承認申請書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

- （1） 補助事業の内容を変更（軽微な場合を除く。）するとき。
- （2） 補助事業を中止するとき。

（補助金交付の決定変更及び通知）

第8条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、五城目町ものづくり支援事業補助金交付（変更・中止）承認（不承認）通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 申請者は、事業完了後14日以内に五城目町ものづくり支援事業補助金実績報告書（様式第7号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- （1） 領収書等の支払が確認できる書類
- （2） その他町長が必要と認める書類

2 申請者は、実績報告を行うにあたって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定及び通知）

第10条 町長は、前条に規定する実績報告書を受領した場合は、当該報告書について内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、五城目町ものづくり支援事業補助金確定通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第11条 補助金の交付請求は、前条の規定により交付すべき補助金の額を決定した後に五

城目町ものづくり支援事業補助金交付請求書（様式第9号）により行うものとする。ただし、町長が交付の目的を達成するため、特に必要があると認めたときは、補助金の交付決定額の範囲内で、五城目町ものづくり支援事業補助金概算払請求書（様式第10号）により概算払をすることができる。

（交付決定の取消し等）

第12条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により交付決定を受けたときは、交付を取り消すものとし、五城目町ものづくり支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第13条 申請者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書（様式第12号）により速やかに報告しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日より施行し、令和5年3月31日限り、その効力を失効する。

別表1 補助対象経費（第3条関係）

項目	補助対象経費
1. 新規商品の開発	
・ 使用料及び賃借料	施設、機械、道具等の使用料、借り上げ経費
・ 需用費	消耗品費、印刷製本費
・ 委託料	コンサル料、デザイン料、成分分析等検査費、設備の改修委託費
・ 原材料費	試作品等の材料

・備品購入費	ものづくりに必要な備品。（ただし、市販されている汎用性の高い備品又は中古品を導入する場合は町と事前に協議を行うこと。）
2. 既存商品の改良	
・使用料及び賃借料	施設、機械、道具等の使用料、借り上げ経費
・需用費	消耗品費、印刷製本費
・委託料	コンサル料、デザイン料、成分分析等検査費、設備の改修委託費
・原材料費	試作品等の材料
・備品購入費	ものづくりに必要な備品。（ただし、市販されている汎用性の高い備品又は中古品を導入する場合は町と事前に協議を行うこと。）
3. 商品の宣伝・販路開拓料 費	
・使用料及び賃借料	施設、機械、道具等の使用料、借り上げ経費
・需用費	消耗品費、印刷製本費
・役務費	送料
・委託料	ホームページ作成委託料、デザイン料、コンサル料
・旅費	商談会等参加旅費
・負担金	展示会出展費、商談会参加費等